

愛南町議会中継に関する確認事項

R03.05.14

1. テレビ中継

議会のテレビ中継は、次のとおり実施する。

(1) 定例会の中継

定例会の中継は、生中継と録画中継2回の計3回を放送することとし、録画中継においては、その日の夜（深夜から始まる時間は避ける。）1回と翌日の昼間1回とする。ただし、録画放送において愛媛CATVが特別な理由で変更する場合にはこの限りとししない。

(2) 臨時議会の中継

臨時議会の中継は、定例会の中継を準用する。

休憩中の正副議長志願者の所信表明会も、定例会の中継を準用する。

2. インターネット中継

議会のインターネット中継は、次のとおり実施する。

(1) 中継の種類

中継の種類はライブ中継と録画中継の2種類とし、テレビ中継で用いた映像を使用する。

(2) 配信の期間

配信の期間は、最低2年間とする。